

産学官連携窓口 「まつやま未来パレット」 運用ガイド

松山市

令和5年5月策定
令和5年10月改訂
令和6年12月改訂
令和7年4月改訂

— 目 次 —

1. はじめに	1
2. 産学官連携窓口「まつやま未来パレット」とは	1
3. 提案にかかる条件	2
4. 提案の流れ	3
5. 提案の公表等	6
6. 留意事項	6

1. はじめに

時代の大きな転換期を迎える中、行政運営はこれまでの発想にとらわれず、広く民間のアイデアやノウハウを取り入れながら、市民サービスの向上、地域課題の解決、財政負担の軽減などを推し進めていく必要があります。

このような状況を受けて、松山市では、企業や大学、NPO 等が市政の課題解決に参加しやすい環境をつくるために、産学官連携窓口「まつやま未来パレット」を開設しました。

このガイドは、産学官連携窓口「まつやま未来パレット」の運用にかかる基本的な考え方やルールをまとめたものです。

2. 産学官連携窓口「まつやま未来パレット」とは

(ア) 目的

産学官連携窓口「まつやま未来パレット」では、企業や大学、NPO などの民間事業者等から地域の様々な課題を解決する提案をワンストップで受け付け、スピード感を持って事業化を検討することで、産学官の連携を促し、より良いサービスを実現します。

(イ) 役割

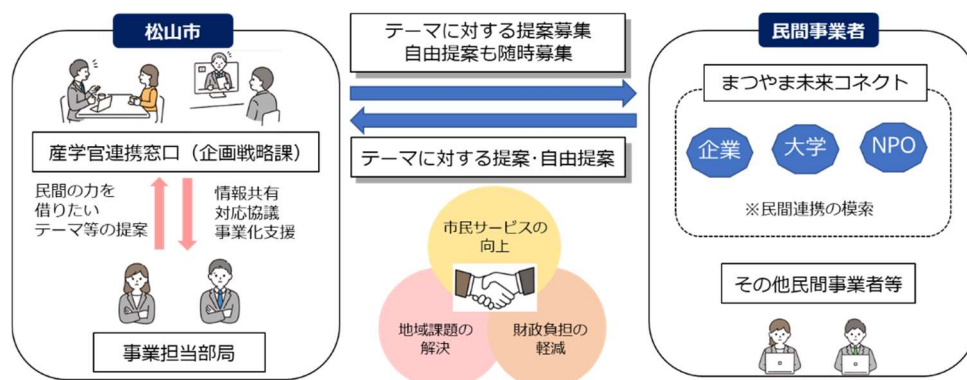
産学官連携窓口「まつやま未来パレット」は、本市の事業担当部局と民間事業者等とのハブ機能及び複数の事業担当部局にまたがる提案の受け皿となり、民間事業者等が本市に対し、提案を行いやすい環境をつくります。

(ウ) 提案の種類

本市がアイデアを求めたいテーマに対する提案とともに、民間事業者等のアイデアやノウハウをいかした自由な提案を受け付けます。

<注意点>

PPP/PFI の導入可能性や公共空間の利活用について対話を行うサウンディング型市場調査とは、異なるものです。



※まつやま未来コネクトとは、産学官で第7次松山市総合計画の「将来都市像」を共有し、地方が抱えている様々な課題の解決に一丸となって取り組むことで、新たな価値を創出し、持続可能な地域の実現を目指す産学官連携組織です。

3. 提案にかかる条件

(ア) 提案者

市内外を問わず、提案する事業内容を自ら実施する意思及び能力を有する「民間事業者」、「大学・研究機関」、「NPO 法人等の法人」又は「任意団体」等からの提案を受け付けます。

(イ) 提案内容

下記の要件を満たすものとしませんが、判断が難しい場合は、ご連絡ください。

対 象	地域課題の解決や市民サービスの向上、財政負担の軽減など本市が抱える課題の解決につながるものであり、 <u>公平性・公益性</u> 等の観点から妥当な提案であること。
費 用	基本的には、 <u>本市に新たな財政負担が生じないもの</u> として、以下のいずれかに該当する提案であること。 ・歳出を伴わない ・歳出の削減が見込まれる ・歳出を伴うものの、それを上回る歳入増加が見込まれる
その他	実現可能な提案内容や事業スケジュールであること。

提案者（提案に関係する者を含む。）及び提案内容が、次のいずれかに該当する場合は、提案を受け付けないものとします。また、協議・調整・実施の過程で、次のいずれかに該当する事実が判明した場合には、実施の可否の検討又は連携を中止します。

- 個人（個人事業主を除く。）の提案
- 法令や公序良俗に反する場合
- 政治、宗教、選挙活動を目的とする場合又は関連性や要素がある場合
- 公共性・公平性に問題がある場合
- 営利が主たる目的である等、提案者の直接的な営業又は広告宣伝のみを目的とする場合
- 本市の施策や条例・規則等に反する場合
- 関係法令に基づき事業の実施に必要な許可・登録等を受けていない場合
- その他、提案者が以下の事項に該当するなど、本市が連携を行うことがふさわしくないと認められる場合
 - ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ・ 提案書提出時点で、松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱に基づき、入札参加資格停止措置期間中にある者
 - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の更生・再生手続き中の者

- ・ 松山市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等にある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第 9 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者
- ・ 国税及び地方税を滞納している者

4. 提案の流れ

➤ エントリー

以下のフォームに提案の概要等を入力し、送付していただきます。受付後、産学官連携窓口「まつやま未来パレット」から対話の日程調整について、ご連絡します。

【エントリーフォーム】

（テーマに対する提案）

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2082

（自由な提案）

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2081

※フォームが使用できない場合は、「エントリーシート」に必要事項を記入し、下記メールアドレスへ送付してください。

【メールアドレス】mirai.renkei@city.matsuyama-ehime.jp

➤ 対話

提案内容の詳細について、聞き取りを行い、連携の可能性を話し合います。必要に応じて、複数回実施する場合があります。また、事業担当部局の職員が同席する場合があります。

※明らかに連携が難しい場合は、この時点で終了となります。ご了承ください。

➤ 提案書の提出

対話の内容を踏まえ、提案書を作成してください。市から様式のデータを送付しますので、必要事項を入力いただき、電子データを下記メールアドレスへ送付してください。

【メールアドレス】mirai.renkei@city.matsuyama-ehime.jp

➤ 評価

提案内容を評価し、以下の5つから提案の取扱いを決定します。

①提案実施	提案のとおり実施
②条件付実施	変更や条件を提示し、協議が整えば実施
③趣旨のみ採用	提案の趣旨を採用し、事業者は別途公募(提案者の了承が必要)
④継続協議	提案の課題等について引き続き協議
⑤不採用	提案を実施しない

決定後は、「結果通知」を電子メールにて送付します。

➤ 事業実施

事業担当部局と事業実施に必要な手続き（例．連携協定を締結等）を行い、事業を開始します。

<注意点>

産学官連携窓口「まつやま未来パレット」は、民間事業者等が有するアイデアやノウハウを広く募集することを目的としており、提案者が必ずしも事業実施主体等になるとは限りません。

提案の性質や法令及び本市の契約ルール等により、改めて提案に対して公募等の手続きが必要になる場合、提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくことがあります。提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報の取扱いについては、別途協議します。

【参考】提案の流れ

本市のホームページにてテーマを公表

1. エントリー

フォームに提案の概要等を入力し、送付していただきます。（フォームが使用できない場合は、電子メールによることも可能です。）

※エントリーを行う場合は、本ガイド（特に提案にかかる条件や留意事項）を十分にご確認ください。

※本市がアイデアを求めるテーマ及びその詳細は、本市のホームページから確認できます。



受付後、提案者に電話又は電子メールにて連絡

2. 対話

提案の詳細を聞き取り、連携の可能性を話し合います。
（対面又はオンラインで実施します。）

※地域課題の解決につながる連携に取り組む、
対等なパートナーとして信頼関係を構築するために
対話を重視します。

※複数回実施する場合があります。

※事業担当部局の職員が同席する場合があります。



3. 提案書の提出

対話の内容を踏まえ、提案書を電子メールにて提出していただきます。

提案内容を評価し、取扱いを決定
（評価の結果により、提案を採用できない場合があります。）

産学官連携窓口「まつやま未来パレット」から電子メールにて結果を通知

事業実施

（協定の締結など事業実施に必要な手続きを行い、事業を開始します。）

5. 提案の公表等

- (ア) 採用された提案は、本市のホームページに公表する場合があります。公表を希望しない場合は、ご相談ください。
- (イ) 事業実施後は、本市の広報等で実現内容や成果物を利用・公表する場合があります。
- (ウ) 提案内容等については、事業を実施する際の公表を除き、原則公表しません。ただし、実現に向けた調整を行うに当たって必要な範囲で、本市の各関係部署及び調整に必要な諸機関に、内容及び関連する資料等の情報を公開・提供することがあります。
- (エ) エントリーから事業実施までの過程で、本市から提供のあった情報については、その秘密を保持の上、本市の承諾があった場合を除き、第三者への提供はできません。
- (オ) 松山市情報公開条例（平成 12 年条例第 61 号）に基づき、職員が組織的に用いるものとして保有しているすべての文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録が情報公開請求の対象となるため、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報以外は、公開の対象となる場合があります。

6. 留意事項

- ・ 提案の取扱いの内容にかかわらず、エントリー及びその後の協議・調整、提案にかかる費用は全て提案者においてご負担ください。
- ・ 提案内容や対話・調整の結果によっては、実現できないことがあります。
- ・ エントリーや対話の開始、提案書の受付は、提案についての契約の合意になるものでなく、提案への対応やその実現に対し、本市が法的義務を負うものではありません。
- ・ エントリーから事業実施までの過程で、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取扱いを伴う場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、提案者によって生じた秘密情報や個人情報の取扱いに関するトラブルについては、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。
- ・ 提案者は、提案内容が第三者の有する知的財産を侵害し、第三者に対して損害を賠償又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担するなど必要な措置を講じていただきます。